公益財団法人リバーフロント研究所役員報酬規程

（総則）
第１条　公益財団法人リバーフロント研究所（以下「研究所」という。）の役員に対する報酬の支払いについては、この規程の定めるところによる。

（報酬）
第２条　役員の報酬月額は、本給月額、調整手当及び業務執行管理手当を合算した額とする。

（本給月額）
第３条　本給月額は、次のとおりとする。ただし、本給月額を減額して支給する場合は、別途代表理事が定め、これを公表するものとする。
一　代表理事　　９０８，０００円
二　業務執行理事、監事　　７７２，０００円

（調整手当）
第４条　調整手当の月額は、本給月額に１００分の１８を乗じて得た額とする。

（業務執行管理手当）
第５条　業務執行管理手当は、役員の業務執行状況、当研究所の財務状況、社会的水準等を総合的に勘案して定めるものとする。
２　業務執行管理手当の月額は、本給月額に０．４７９６を乗じて得た額とする。

（通勤手当）
第６条　役員に対しては、第２条に定める報酬とは別に、通勤費用の支弁のため、公益財団法人リバーフロント研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に基づく通勤手当の例により、通勤手当を支給する。

（支給日・支給方法）
第７条　報酬及び通勤手当の支給日は、毎月１６日とする。ただし、その日が休日又は土曜日に当たるときは、職員給与規程の例による。

（新たに役員となった者等の報酬）
第８条　新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。
２　役員が退職し、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日までの報酬を支給する。
３　役員が、職員就業規則第９条に規定する休日以外の日の全日を勤務しないときは、勤務した日の報酬を支給する。

（日割り計算）
第９条　その月の報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の現日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（実施規定）
第10条　役員の報酬月額等の支給手続きその他この規程の実施に必要な事項は、代表理事が定める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から適用する。